

# 保安講習(対面講習)の概要

## 1.受講義務者

危険物取扱者免状の交付を受け、現在、危険物製造所・貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している者(以下「受講義務者」という。)は、次の期日までにこの講習を受講しなければなりません。

## 2.受講義務の期日

(1) 危険物の取扱作業に新たに従事することとなった者は、その日から1年以内。ただし、過去2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以後における4月1日から3年以内。

(2) 前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している者は、前回講習日以後における4月1日から3年以内。

※受講義務者が上記の期日までに受講しないときは、消防法の違反になります。

## 3.講習科目及び講習時間

### 講習科目

規制の要点・過去3年間の法令改正事項

危険物の火災予防に関する事項

### 講習時間

午前9:30～12:30

午後13:30～16:30

※受付は開始時間の30分前、午前は9時00分から、午後は13時00分からです。

## 4.受講申請書等の配布場所

◎各消防局・本部(署)

◎(一社)広島県危険物安全協会連合会

◎広島県危機管理監消防保安課

## 5.受講申請書の受付期間等

(1) 受付期間: 日程表の通り ※土曜日、日曜日、祝日は、受付をしていません。

(2) 受付時間: 9時～16時30分(ただし、12時～13時を除く)

## 6.受講申請書の提出先

◎各消防局・本部(署)

◎(一社)広島県危険物安全協会連合会(〒732-0053 広島市東区若草町6番15号坂部ビル1階)

※職員が不在の場合がありますので、来所の前にご一報ください。また、郵送する場合は、封筒の表に「申請書〇〇枚在中」と朱記してください。

## 7.受講申請に必要な書類等(記載例を参照してください)

### 受講申請書

1. 受講申請書の※印欄には記入しないこと。
2. 「受講票」裏面の氏名欄及び表面の送り先の住所氏名は必ず記入するとともに、**85円切手を貼って**提出すること。  
3年後のはがきを希望する場合は送り先の住所氏名を記入すること。
3. 「既得免状の状況」欄には、所持する全免状について記入すること。
4. 「受講希望」欄の希望地、希望月日は、従事している危険物施設の区分に応じた講習種別に従い、**第3希望まで**講習の場所、月日及び午前・午後の別を記入すること。
5. 「従事している危険物施設の区分」欄には、必ずA・B・Cのいずれかの記号に○印をすること。

### 受講手数料:5,300円(非課税)

1. 講習手数料の納付書は、各消防局・消防本部(署)、(一社)広島県危険物安全協会連合会、広島県危機管理監消防保安課にあります。
2. 受講手数料を納付する際、振込手数料は必要ありません。
3. 講習手数料納付書の**払込証明書**の全面に糊付けし、受講申請書(裏面)の所定欄にしっかりと貼ってください。

## 8.その他

1. 申請されて受講票が届かない方又は受講票をなくされた方は、速やかに当連合会にご連絡ください。
2. 受講申請書受理後は、**申請書・手数料等は理由を問わず返却しません。**
3. 講習当日、**危険物取扱者免状と受講票を必ず持参**してください。
4. 「受講票で指定された講習日」は、変更する会場の定員の枠内であれば、前期(後期)の日程の中で変更が可能です。当連合会に連絡してください。
5. 自然災害等により、**やむを得ず日程が変更となる場合等は、広島県及び当連合会のホームページでお知らせ**します。
6. 体調不良の方は当連合会にご相談ください。

7. 問合わせ先

**【一般社団法人 広島県危険物安全協会連合会】**

〒732-0053

広島市東区若草町6番15号 坂部ビル1階

TEL(082)261-8251

FAX(082)261-8252

**【広島県危機管理監消防保安課】**

〒730-8511

広島市中区基町10-52

TEL(082)513-2791

8. 免状の書き換えは、(一財)消防試験研究センター(電話 082-223-7474)が行っていますので、書き換えが必要な方はお問い合わせください。

※受講票が月日を過ぎても届かない場合は、お早めに広島県危険物安全協会連合会にお問い合わせください。